

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設及び地域型保育事業に係る確認（利用定員の設定）に関する基本的な考え方について

1 確認制度の概要

- ① 子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）の規定に基づき、市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業者からの申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、認定区分ごとに利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認するもの。
- ② 利用定員を定めるに当たっては、(仮称)札幌市子ども・子育て支援計画（以下、「支援計画」という。）に基づき、認可定員の範囲内で設定することとなるが、既存施設・事業においては認可定員と異なる受入れ状況(定員超過や定員割れ)にあることを考慮する必要がある。

2 札幌市における利用定員設定の原則

- ① 既存施設・事業に対する利用定員設定の場合

児童の入所実績に応じて利用定員を設定する（※1、2）。ただし、入所実績が認可定員を上回る場合は、制度上利用定員は認可定員と同数とせざるを得ないため、入所実績に合わせて認可定員（利用定員）を引き上げていただくよう施設・事業の設置運営者へ依頼する。

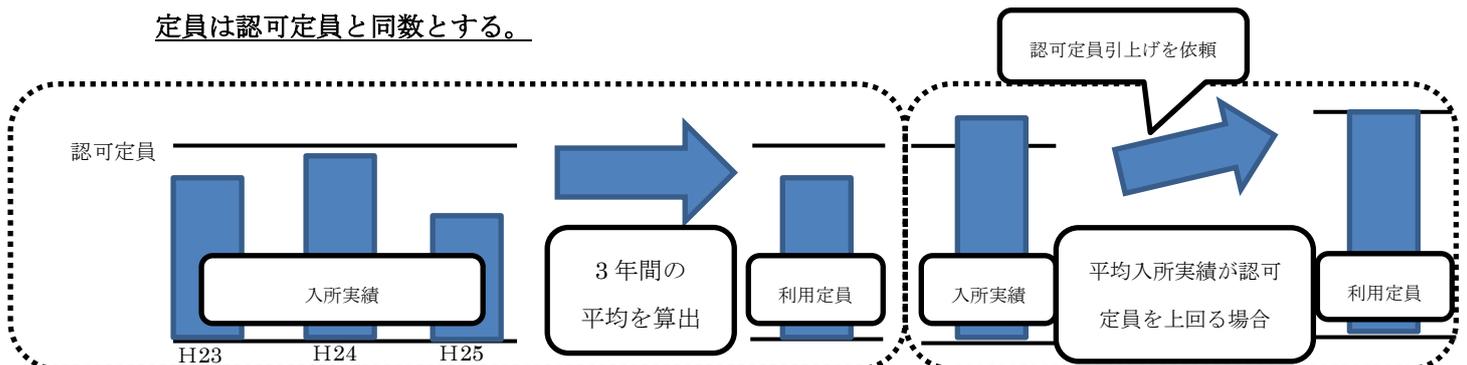
<上記①の依頼を行う理由>

認可定員を超えた入所実績（以下、「事実上の供給量」という。）は、制度上利用定員として支援計画における供給量に算定することが出来ないことから、需給差の解消に繋がらない。したがって、支援計画における供給量を事実上の供給量に近づけ、整備費補助などの公費負担のかかる新規施設・事業の増加を可能な限り少なくするため。

※1 ある特定の年度に限っての入所実績に基づき利用定員を設定すると、何らかの特殊事情により、入所数が他の年度と大きく異なることもあり得ることから、直近3年間（平成23～25年度）の平均入所数を算出し、原則、当該入所数の1の位を切り上げる（例：平均入所数が84人の場合、90人とする。）。

なお、国は公定価格における定員区分の設定について、教育標準時間認定を受ける子ども（1号認定児）の定員区分の単位を15人や30人とすることを検討しているため、当該認定区分における利用定員の設定に当たっては、国の検討状況を見守りつつ柔軟に対応する。

※2 当該3年間に新規認可した施設・事業については、定員割れを起こしている可能性があり（特に保育所については、開所当初は3歳以上児に大きく定員割れを起こしていることが多い）、実績に基づき利用定員を設定すると不利益となることから、当該施設・事業が定員割れを起こしている場合については、利用定員は認可定員と同数とする。



- ② 新たに認可する施設・事業に対する利用定員設定の場合

支援計画に基づき、施設・事業を認可するため、利用定員は認可定員と同数とする。